

大口町告示第26号

大口町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年大口町告示第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第6条の2第8項」を「法第6条の3第8項」に、「法第6条の2第5項」を「法第6条の3第5項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。